

平成21年5月28日
原爆症認定訴訟 東京高裁（原審東京地裁） 判決骨子・要旨

第97回分科会	資料2
平成21年6月22日	

判 決 骨 子

東京高等裁判所第4民事部

《事件番号と事件名》 平成19年（行コ）第137号 原爆症認定申請却下処分取消等請求控訴事件

《当事者》 1 審原告 [redacted] ほか
1 審被告 厚生労働大臣ほか

《事案の要旨》

- 1 本件は、1 審原告ら（訴訟係属中に死亡した者も「1 審原告」という。）が、被爆者援護法11条1項に基づき原爆症認定申請をしたところ、却下処分を受けたため、1 審被告厚生労働大臣に対し、その取消しを求めるとともに、1 審被告国に対し、処分の違法を理由として、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金の支払を求めたものである。
- 2 原判決は、1 審原告の30名のうち、21名に対する却下処分を違法として取り消し、9名に対する却下処分は適法として請求を棄却した上、国家賠償請求については全員につき理由がないとして棄却した。
1 審原告ら及び1 審被告厚生労働大臣は、それぞれ敗訴部分を不服として控訴をした。
- 3 なお、当審の訴訟係属中に、1 審原告らのうち20名について（申請疾病の一部の者も含む。）、却下処分が取り消され、原爆症の認定がされた。

《結論》 主文（訴訟費用を除く）の要旨（整理）

- 1 1 審原告のうち原爆症の認定を受けた20名の却下処分の取消しを求める請求（1 審原告 [redacted] は既に認定を受けた申請疾病の部分に関する請求に限る。）は、取消しを求める法律上の利益がなく、当該請求に係る訴えは不適法であるから、これを却下した（主文1項と2項）。

- 2 前記1で訴えを却下した以外の1審原告11名（一部却下処分が残る1審原告■■■■を含む。）のうち、10名に対する原爆症認定申請却下処分はいずれも違法であるから、このうち、原判決で却下処分取消請求を棄却された1審原告竹内，同西本照雄，同渡部につき，原判決を取り消して各請求を認容し（主文3項から8項），他の7名につき，取消請求を認容した原判決は相当であるから，1審被告厚生労働大臣の控訴を棄却する（主文10項）。
- 3 前記2の11名のうち，1審原告要石に対する原爆症認定申請却下処分について違法はなく，これと同旨の原判決は相当であるから，同人の控訴を棄却する（主文9項）。
- 4 1審原告らの国家賠償請求は理由がないから，原判決は相当であり，1審原告らの控訴を棄却する（主文9項）。

《判断の骨子》

1 本案前の判断

原爆症の認定を受けた1審原告20名の取消請求（申請疾病の一部の認定を受けた者についてはその疾病に関する請求に限る。）については，その訴えの利益がなく，不適法な訴えである。その余の10名及び申請疾病の一部の却下処分が残る1名の合計11名の取消請求について実体判断をする。

2 本件の争点は，次の3点である。

- (1) 放射線起因性の判断基準（審査の方針）の当否
- (2) 個別1審原告の原爆症認定要件（放射線起因性，要医療性）の充足性
- (3) 国家賠償請求の当否

3 争点(1)放射線起因性の判断基準（審査の方針）の当否について

- (1) 当裁判所は，審査の方針には，次の4点につき，問題があるとし

て、原爆症認定の判断基準としての適格性を欠くと判断した。

①審査の方針における線量評価には、基礎となるDS86には自ら認める誤差はあるものの、これを利用することが相当であるが、残留放射線について機械的な線量評価の手法をとる点は問題があり、内部被曝による放射線評価も十分とはいえない点がある、②被爆者の急性症状に関する調査結果は、明石意見書等による放射線治療に係る知見によるも原爆放射線と関連がないとはいえず、法律判断の前提となるとした、③原因確率については、線量評価にDS86を用いたことにより過剰リスク算定に正確さを欠くほか、死亡率調査と発生率調査とで過剰リスクに相当差があり、その結果につき一律に10%、50%の基準値を設定したことの正確性に問題がある、④慢性肝機能障害及び甲状腺機能低下症と原爆放射線の関連性については、これを否定する見解はあるが、その見解が関連性を肯定する知見をすべて否定できたとは認められず、放影研の研究の性格その他を考えると、この2つの疾患は原爆放射線と関連性があるものとして、審査に当たるべきである、とした。

(2) 本件における放射線起因性の有無の判断は、①線量評価としては、DS86による初期放射線の評価の誤差を意識しつつも、これを尊重し、残留放射線被曝及び内部被曝につき定量的な評価はできないとしても、これを考慮に入れ、②疾病の原爆放射線との関連性については、放影研の疫学調査結果を中心にこれを検討し、③1審原告らの個別事情としては、被爆状況、被爆後の行動、被爆後現れた急性症状、被爆前の健康状態、生活状況、被爆後の健康状態、生活状況、申請疾病の内容、発症の経緯等を総合考慮し、④最高裁平成12年判決が示す原爆放射線被曝の事実が1審原告らの疾病の発症を招来した関係を是認できる高度の蓋然性が認められるかどうかとい

う基準に従い、⑤事実認定においては、被爆状況、被爆後の行動については、客観証拠が少ない状況であるが、他の証拠と対比しながら1審原告らの供述を慎重に検討する必要があるとして、検討した。

- (3) なお、上記検討の際には、①最高裁平成12年判決の示す判断基準のほか、②法律判断の前提としての科学的知見につき、対立する科学的知見がある場合には、厳密な学問的な意味における真偽の見極めではなく、一定水準にある学問成果として是認されたものは、そのあるがままの学的状態で判断の前提とし、③放射線起因性の有無という法律判断は、確立した不動の科学的知見に反することはできないが、対立する科学的知見がある場合には、それを前提として、全証拠を総合して判断することとし、④被爆者援護法の国家補償的性格及び被爆者の高齢化に留意すること、を基本とした。

4 争点(2)個別1審原告の原爆症認定要件（放射線起因性、要医療性）の充足性について

- (1) 1審原告●につき、その被爆地点は、爆心地から約2キロメートルの電車内であると認めた。
- (2) 1審原告●につき、入市時期は、昭和20年8月8日及び9日と認めた。
- (3) 1審原告●の直腸がんの要医療性につき、がんの手術後5年程度の経過観察について要医療性を認めるべきところ、多重がんであるなどの特殊性にかんがみて、直腸がんについての要医療性を認めた。
- (4) 1審原告●につき、入市時期は、昭和20年8月11日から16日と認めた。
- (5) 1審原告●につき、被爆後の入市状況、被爆後の身体症状に照らして、相当量の放射線被曝があったものと推認して放射線起因性

を認めた。

(6) 1 審原告■■■■の肝硬変につき、原爆放射線との関連性があることを前提として、検討し、放射線起因性を認めた。

(7) 1 審原告■■■■につき、申請疾病が治癒したとの1 審被告らの主張は採用せず、放射線起因性、要医療性の充足を認めた。

(8) 1 審原告■■■■の甲状腺機能低下症につき、原爆放射線との関連性があることを前提として、検討し、放射線起因性を認めた。

(9) 1 審原告■■■■につき、昭和20年8月18日午後4時頃から20日午前10時頃までの間、爆心地から約2キロメートルの広島駅に滞在したことを前提として、前後の行動、飲食の状況、その後の身体症状、病歴につき検討した結果、未だ放射線被曝の程度が大きいとは認められず、放射線起因性を認めることはできない。

(10) 1 審原告■■■■の甲状腺機能低下症につき、原爆放射線との関連性があることを前提として、検討し、放射線起因性を認めた。

(11) 1 審原告■■■■につき、被爆地点と爆心地の距離については約5キロメートルであると認めた上、検討し、放射線起因性を認めた。

(なお、1 審原告らに関する詳細は、別表のとおりである。)

5 争点(3)国家賠償請求の当否について

本件却下処分当時、原爆症認定について確立した判例があるとはいえず、また、審査の方針については、確立した科学的知見の裏付けがある完璧なものであるとはいえず、被爆者援護法の趣旨に合致したものともしないが、DS86、児玉論文等の裏付けのもとに策定されたものであって、審査の方針の策定行為が、国家賠償法上違法であるとはいえない。また、審査の方針が機械的に適用されたことを認めるに足りる証拠はない。さらに、行政手続法5条1項、8条1項に違反するとの主張も採用できない。

以上

別表

原告番号	原告氏名	性別	被爆時年齢	被爆市	申請疾病名	認定の日	認定疾病名	原審結論	当審結論
1		男	20	長崎市	胃がん	H20.4.22	胃癌	請求認容	訴え却下
2		男	26	広島市	左腎がん	H20.4.8	腎ガン	請求認容	訴え却下
4		男	17	広島市	前立腺がん			請求認容	請求認容
5		男	5	広島市	左腎がん肺転移	H20.4.8	腎癌肺転移	請求認容	訴え却下
6		女	20	広島市	大腸腫瘍	H20.4.22	大腸腫瘍	請求棄却	訴え却下
7		男	13	長崎市	①肝細胞がん ②肝硬変	H20.4.22	肝細胞ガン	請求認容	訴え却下
8		男	14	広島市	①直腸がん ②胃がん	H20.4.22	直腸ガン 胃ガン	請求認容	訴え却下
9		男	25	広島市	前立腺がん			請求棄却	請求認容
10		女	12	広島市	卵巣腫瘍	H20.4.8	卵巣腫瘍	請求認容	訴え却下
11		男	16	長崎市	①胃がん ②直腸がん	H20.4.22	胃ガン	請求棄却	訴え一部却下 請求一部認容
12		女	4	広島市	直腸がん(人工肛門)			請求認容	請求認容
13		男	15	長崎市	原発性肝がん	H20.4.22	原発性肝癌	請求認容	訴え却下
14		男	4	広島市	①悪性リンパ腫 ②脳腫瘍	H20.4.22	悪性リンパ腫	請求棄却	訴え却下
15		男	25	広島市	①下咽頭がん ②食道がん			請求認容	請求認容
16		男	12	長崎市	胃がん	H20.4.22	胃ガン	請求棄却	訴え却下
17		男	14	広島市	肝硬変			請求認容	請求認容
18		女	14	長崎市	頸部有痛性癢痕			請求認容	請求認容
19		女	7	長崎市	甲状腺機能低下症			請求認容	請求認容
20		男	20	広島市	胃がん			請求棄却	請求棄却
21		女	19	広島市	①肝硬変症(C型) ②肝腫瘍	H20.4.22	肝腫瘍	請求認容	訴え却下
22		女	20	広島市	悪性黒色腫	H20.4.8	悪性黒色腫	請求認容	訴え却下
23		女	18	広島市	肺がん	H20.6.18	肺ガン	請求棄却	訴え却下
24		女	7	広島市	①子宮体がん ②C型肝炎 ③肝硬変	H20.4.8	子宮体ガン	請求認容	訴え却下
25		男	8	長崎市	肺がん	H20.4.22	肺ガン	請求棄却	訴え却下
26		男	17	広島市	前立腺がん	H20.4.8	前立腺ガン	請求認容	訴え却下
27		女	22	長崎市	甲状腺機能低下症			請求棄却	請求認容
28		女	19	長崎市	胃がん	H20.4.22	胃がん	請求認容	訴え却下
29		男	13	長崎市	胃がん	H20.4.22	胃ガン	請求認容	訴え却下
30		女	13	広島市	肝細胞がん			請求認容	請求認容
31		女	20	広島市	甲状腺濾胞がんの肺転移	H20.4.22	甲状腺癌	請求認容	訴え却下

判決要旨

1 事案の概要及び主文の要旨

(1) 事案の概要(※原告番号3は欠番である。)

本件は、被爆者である1審原告ら(訴訟係属中に死亡した者も「1審原告」と呼称する。)が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号、以下「被爆者援護法」という。)11条1項の規定に基づく認定(以下「原爆症認定」という。)の申請をしたところ、いずれも却下処分を受けたため、1審被告厚生労働大臣に対し、各却下処分の取消しを求めるとともに、1審被告国に対し、各却下処分の違法を理由として、国家賠償法1条1項の規定に基づき、慰謝料(申請者1名につき各200万円)及び弁護士費用(申請者1名につき各100万円)並びにこれらに対する各訴状送達の日(翌日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めたものである。

原判決は、1審原告の30名のうち、21名に対する却下処分を違法として取り消し、その余の9名に対する却下処分は適法であるとして請求を棄却した上、国家賠償請求については全員につき理由がないとして棄却した。1審原告ら及び1審被告厚生労働大臣が、それぞれ敗訴部分を不服として控訴をした。

なお、当審の訴訟係属中に、1審原告らのうち20名について、新しい審査の方針に基づき、却下処分が取り消され、原爆症の認定がされた(申請に係る疾病の一部について認定された者も含む。)

1審原告氏名、申請疾病名、新審査の方針に基づく認定の日、認定疾病名、原審及び当審の各結論は別表に記載のとおりである。

(2) 主文の要旨

ア 1審原告のうち20名(原告番号1, 2, 5, 6, 7, 8, 10, 11, 13, 14, 16, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 28, 29, 31)について、原爆症の認定がされており(原告番号11は申請疾病の一部); 同1審原告らの却下処分の取消しを求める請求は、取消しを求める法律上の利益がなく不適法である。これら1審原告の却下処分取消を求める請求について実体判断をした原判決を取り消した上、同請求に係る訴えを却下した(主文1項及び2項)。

イ アで訴えを却下した以外の1審原告11名のうち、10名(原告番号4, 9, 11, 12, 15, 17, 18, 19, 27, 30)に対する原爆症認定申請却下処分は違法である。上記のうち3名(原告番号9, 11, 27)の却下処分取消請求を棄却した原判決を取り消し、これらの請求を認容し(主文3項から8項)、7名の却下処分取消請求を認容した原判決は相当であるから、1審被告厚生労働大臣の控訴を棄却する(主文10項)。

ウ イの11名のうち1名(原告番号20)に対する原爆症認定申請却下処分について違法はなく、同1審原告の却下処分取消請求を棄却した原判決は相当であるから、同1審原告の控訴を棄却する(主文9項)。

エ 1 審原告らの国家賠償請求は理由がないから、これを棄却した原判決は相当であり、1 審原告らの控訴を棄却する（主文9項）。

2 本案前の判断（判決第3章第1，10頁以下）

1 審原告らのうち20名について、1 審被告厚生労働大臣が、当審の訴訟係属中に、同1 審原告らの原爆症認定申請に対する却下処分を取り消し（一部の取消し含む）、原爆症認定処分をした。

上記20名のうち、1 審原告 []、同 [] の14名については、申請疾病と認定疾病との間にそごはなく、取消しを求める却下処分が消滅し、取消しを求める法的利益を肯定する根拠もないから、同1 審原告らの却下処分の取消請求に係る訴えは不適法である。

また、原爆症認定を受けたその余の1 審原告のうち、1 審原告 []、同 []、同 []、同 []、同 [] 及び同 [] の5名については、申請疾病と認定疾病との間にそごがあり、認定を受けなかった疾病について、なお取消しの対象となる却下処分が存在するが、同1 審原告らは当審口頭弁論終結の日までの間に死亡しており、同1 審原告らが支給を受ける医療特別手当又は特別手当が、残存した却下処分の取消しによって影響を受けることはなく、その他、残存する却下処分の取消しによって受ける法的利益が認められないから、同1 審原告らの却下処分の取消請求に係る訴えは不適法である。

なお、1 審原告西本照雄については、申請疾病のうち胃がんについて原爆症の認定を受けたが、直腸がんについての却下処分が残存しており、この却下処分の当否の判断を要する。

3 線量評価について（判決第3章第5，6，91頁以下）

DS86について、その存在意義自体を否定することはできないし、初期放射線の被曝線量評価については他に手段はなく、これに誤差があることを考慮しつつ原爆症認定に当たって利用することは相当であるといえるが、残留放射線（誘導放射線、放射性降下物）についての影響の程度について、審査の方針が定めたように機械的に線量評価をしてよいかどうかについては疑問があり、原爆被爆者の内部被曝の影響の程度については、専門家の間で意見が分かれるところである。

4 急性症状について（判決第3章第6，4，(9)，125頁以下）

DS86による被曝線量を前提とすると、明石意見書等によって認められる放射線被曝治療における急性放射線障害のしきい値に関する知見と被爆者の被曝まもなくの急性症状の調査結果には相容れない矛盾があるとするほかはない。DS86の残留放射線による被曝線量及び内部被曝に問題があるとしても、それによって上記矛盾を説明しきれるとも考えられないし、放射線被曝治療における急性放射線障害のしきい値に関する知見について特に異論がある状況もない。このような場合、原爆症の認定過程においては、これをあるがままの前提として判断していくほかはないものとする。すなわち、原爆症認定における放射線起因性の判断は、放射線や負傷又は疾病に関する科学的知見に基づく法律判断であって、科学的知見が日々発展していく性質が有するものであるから、あくまでもその時点における科学的知見という限定を常に伴うものである性格に照らす